

## 障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定のに基づき、次のとおり障害者活躍推進計画を策定しましたので、公表します。

令和2年4月1日

水俣市教育委員会

|                      |  |
|----------------------|--|
| 機関名                  | 水俣市教育委員会   |
| 任命権者                 | 水俣市教育委員会   |
| 計画期間                 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日   |
| 水俣市教育委員会における障害者雇用の現状 | 水俣市教育委員会においては、常勤職員の職員採用を行っておりません。<br>しかしながら、障害者である非常勤職員（会計年度任用職員）の任用において、法定雇用率を達成しており、今後も継続的に障害者雇用の推進していきます。 |

### ●目標

|          |  |
|----------|--|
| 採用に関する目標 | 毎年6月1日における実雇用率が、法定雇用率以上<br>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：3.49%<br>（評価方法）毎年の任免状況通報による把握 |
| 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない。<br>（評価方法）会計年度任用職員において、任期満了までの定着率を把握                        |

### ●取組内容

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備    | ○障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用の取組を推進します。<br>○市長部局と連携し、取組み状況の把握・検証に努めます。   |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定  | ○ヒアリングや人事評価を通して、障害者と業務の適切なマッチングが行われているかの点検を行い、必要に応じて市長部局と協議を行います。  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備 | ○障害者である職員の要望を踏まえ、市長部局と協議を行い、適切に対応します。<br>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。<br>○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職場選定、職場環境の整備、通院へ |

|       |   |
|-------|---|
|       | の配慮等を行います。  |
| 4 その他 | ○水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。 |